

就学援助制度 「新入学学用品費」の入学前支給に関するお知らせ

見附市教育委員会

見附市では、経済的な理由によりお困りのご家庭に対し、学用品費や学校給食費などの経費の一部を就学援助制度により援助しています。そのうち、以下の要件に当てはまる場合には、「新入学学用品費」を入学前に援助します。

1. 援助の内容

費 目：新入学学用品費（ランドセル等の購入費など）
援 助 額：51,060円 支給時期：令和3年2～3月頃
支給方法：見附市から保護者の指定する口座に振り込みます。

2. 援助の対象

以下の（１）～（３）のすべてに該当する場合に援助の対象となります。

（１）令和2年4月に小学校へ就学予定のお子様がいるご家庭
（２）市内に住所を有する就学予定のお子様がいるご家庭
（３）見附市の就学援助の認定基準に該当するご家庭（世帯の所得額等により判定）

※入学までに市外へ転出する場合は、入学前支給の申請を行わないようお願いします。

＜認定基準の目安＞

家族数	家族構成（例）	世帯の所得総額
2人	母（32歳） 年長（新入学予定）	約171万円以下
3人	父（37歳） 母（35歳） 年長	約231万円以下
4人	父（33歳） 母（29歳） 年長 年少	約269万円以下
	父（37歳） 母（35歳） 年長 祖母（63歳）	約282万円以下
5人	父（40歳） 母（36歳） 小学2年 年長 祖父（65歳）	約336万円以下
6人	父（41歳） 母（38歳） 小学3年 年長 年中 祖母（64歳）	約368万円以下

- ・この基準額は住居の状況が「持家」の場合を想定しており、各家庭の家族構成、年齢、家賃の有無などにより金額は異なります。申請にあたっての目安とお考えください。
- ・所得額とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

3. 手続きの方法

- ・希望する場合は、同封の「就学援助申請書」の各欄に記入の上、必要書類を添えて見附市教育委員会学校教育課（市役所4F）まで提出してください。
- ・申請書提出の際、保護者（申請者）名義の振込先口座の通帳のコピー（口座名義カナと口座番号、支店名が分かるページ）が必要になります。
- ・令和2年1月1日現在において見附市に住所がない場合は、申請書と一緒に、前住地で発行する令和2年度（平成31年・令和元年度）所得・課税証明書（写しも可）の提出をお願いします。

4. 申請書の提出期限

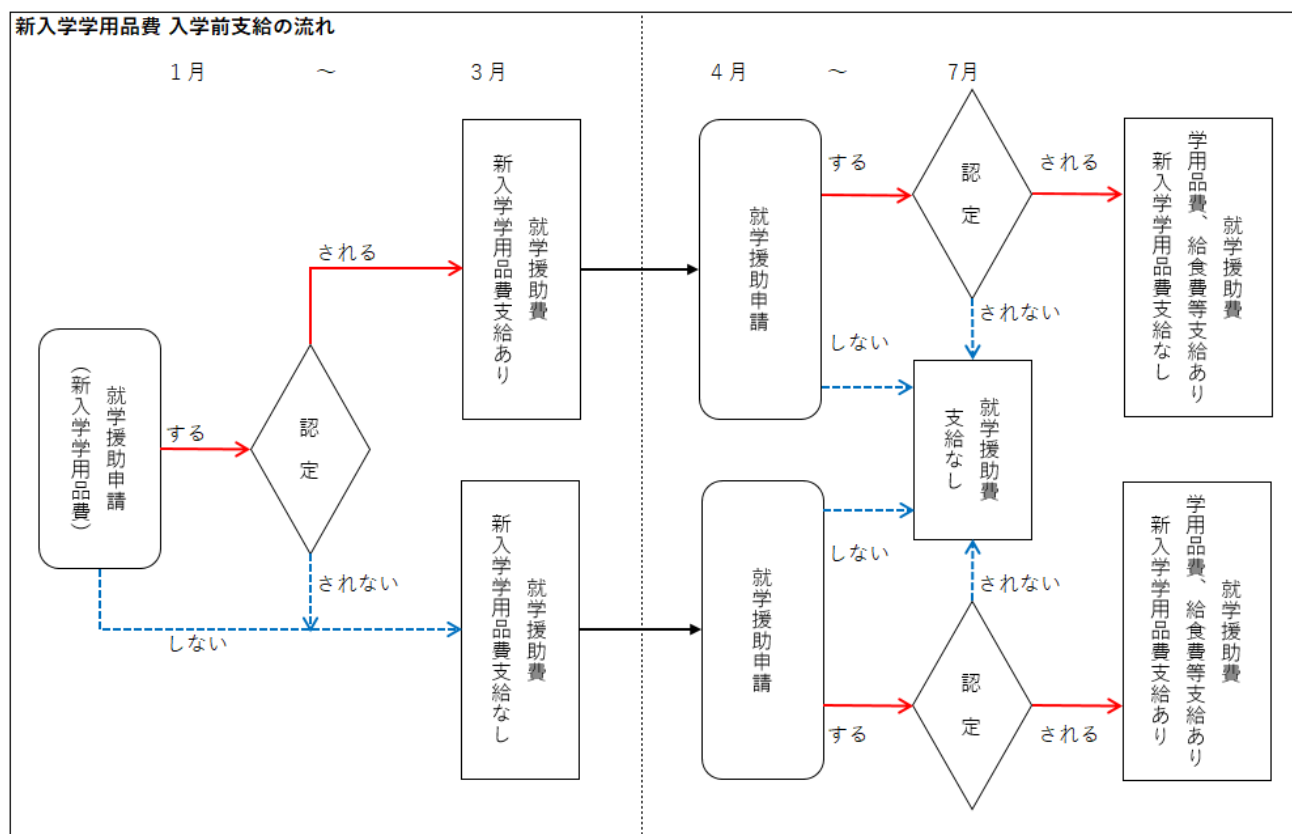
令和3年1月4日（月） ～ 令和3年1月29日（金）

5. 認定について

申請受付後、教育委員会において所得額等の審査を行い、認定・否認定を判定します。審査結果は、認定・否認定に関わらず、令和3年2～3月頃、郵送によりお知らせします。

6. 入学後の就学援助制度の利用について

- ・入学前に「新入学学用品費」の申請をした場合でも、入学後、「新入学学用品費」以外の学用品費や給食費等の援助を希望する場合は、入学後にも改めて就学援助の申請が必要になります。
- ・入学前に「新入学学用品費」の援助を受けた方は、入学後、就学援助費のうち「新入学学用品費」の援助を受けることはできません。
- ・入学前に「新入学学用品費」の援助を受けなかった・受けられなかった方で、入学後、年度当初の申請により就学援助認定となった場合は、7月末頃に、学用品費や給食費等と一緒に「新入学学用品費」を援助します。



お問い合わせは
見附市教育委員会学校教育課
電話 0258-62-1700 内線 431